

第 4 次プラン

計画期間：平成 26 年度～平成 29 年度

取組数：76 取組（主要取組 16 取組）

基本理念：障がいのある人が 住み慣れた地域で  
いつまでも自分らしく 生き生きと  
安心して暮らせる 共生社会の実現

基本目標 1：生涯にわたり地域で安心して暮らせる環境づくり

成果指標：将来の生活に不安を感じている障がい者の割合

- 基本施策(1) 相談支援の充実
基本施策(2) 権利擁護の充実
基本施策(3) 住まいの場の充実
基本施策(4) 保健・医療の充実
基本施策(5) 障がい福祉サービスの充実

基本目標 2：自分らしく生き生きと自立して暮らせる環境づくり

成果指標：就労・製作活動・自立訓練などの日中活動  
をしている障がい者の割合

- 基本施策(1) 発達支援の充実
基本施策(2) 就労支援の充実
基本施策(3) 社会参加活動の充実・促進
基本施策(4) 移動手段の確保・充実

基本目標 3：互いに尊重し支え合う暮らしやすい環境づくり

成果指標：日常生活において社会的障壁を感じている  
障がい者の割合

- 基本施策(1) 障がいへの理解促進
基本施策(2) 地域の支援体制の充実
基本施策(3) バリアフリーの推進

第 4 期サービス計画

計画期間：平成 27 年度～平成 29 年度

基本理念(1)障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
(2)障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施
(3)入所等から地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

数値目標(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行
(2)地域生活支援拠点等の整備
(3)福祉施設から一般就労への移行等

(仮称) 第 5 次宇都宮市障がい者福祉プラン等の基本理念及び基本目標等について

第 4 次プランの評価・分析

基本目標ごとに、成果指標、施策指標、主要取組の進捗を踏まえた評価・分析を行い、現計画の課題の整理を行った。

【基本目標 1】

・施策指標「現在の住まいの場に満足している障がい者の割合」の達成率 79.3% (B 評価) 以外は全て A 評価で順調な進捗状況である。
⇒全体として順調であるが、成果指標「将来の生活に不安を感じている障がい者の割合」の現状値が 51.3%、施策指標「成年後見制度を知っている障がい者の割合」の現状値が 52.8%、「現在の住まいに満足している障がい者の割合」の現状値が 59.5%と高くないため、引き続き、相談支援の充実や住まいの場の確保を図るなどにより、安心感を高められる施策の充実を図る必要がある。

【基本目標 2】

・施策指標「一般就労を輩出した就労移行支援事業所の割合」、「ボランティア養成講座の受講数」、「外出支援サービスに満足している障がい者の割合」が C 評価で、一部やや遅れている状況である。
⇒全体として概ね順調であるが、一部指標の目標値が高かったためか、やや遅れている取組もみられる。特に、「外出支援サービスに満足している障がい者の割合」の現状値が 51.2%で、移動支援事業が通学・通勤等で利用できないなど利用制限があることや、障がい種別によりタクシー券が足りないなど、本人や保護者の負担が大きいことが要因と考えられ、ニーズに沿った外出支援サービスの充実を図る必要がある。

A 評価：順調（達成率 90%以上） B 評価：概ね順調（70～90%未満）
C 評価：やや遅れている（70%未満）

【基本目標 3】

・成果指標「日常生活において社会的障壁を感じている障がい者の割合」、施策指標「障がい者シンボルマーク等の認知度」、「災害時要援護者支援班設置地区における台帳共有率」が B 評価であるが、概ね順調な進捗状況である。
⇒全体として概ね順調であるが、「日常生活において社会的障壁を感じている障がい者の割合」の現状値が 62.9%、「障がい者シンボルマークの認知度」の現状値が 46.5%と低いため、引き続き、障がい者の理解促進を図るなどにより、社会的障壁を取り除く施策の充実を図る必要がある。

第 4 次プラン・第 4 期サービス計画の評価・分析等

第 4 期サービス計画の評価・分析

1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

①入所施設から地域生活への移行者数

H28 進捗率 57.1% (C 評価)

②施設入所者の削減数

H28 進捗率 75.0% (B 評価)

⇒入所施設からの退所が入院・死亡を理由とする割合が年々高まっており、移行者数・削減者数の伸びが鈍くなっていることについては、受け皿となる重度の障がい者を受け入れることができるグループホームなど住まいの場が不足していることや、地域移行へ向けた体験ができる機会が少ないことなどが要因と考えられ、地域移行を進めるため、受け皿となる住まいの場の充実を図る必要がある。

2)地域生活支援拠点等の整備

①地域生活支援拠点数

H28 進捗率 - (一評価)

⇒平成 29 年度より、緊急時の受入など地域生活支援拠点等の一部機能の実現が図られているが、今後、より一層地域移行を進めるとともに、親亡き後に備えた体制を確保するため、必要な機能を十分に検討した体制構築を図る必要がある。

【親亡き後の推計人数】

現在：約 500 人

5 年後：約 800 人

10 年後：約 1,200 人

3)福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労への移行

H28 進捗率 104.4% (A 評価)

②就労移行支援事業の利用者数

H28 進捗率 74.2% (B 評価)

⇒一般就労への移行者数は、中核市で 5 位と上位であり移行者数は順調に増加しているが、移行者を順調に輩出している事業所とそうでない事業所との差が見受けられるため、今後も一般就労を促進するため、企業や就労系事業所等との連携を図りながら、就労支援の充実に取り組み必要がある。
⇒就労移行支援事業の利用者数は B 評価であり、就労移行支援事業の利用者数は減少したが、一般就労への移行者数自体は年々順調に増加している。

③就労移行支援事業所の就労移行率

H28 進捗率 125.0% (A 評価)

本市を取り巻く社会環境

法改正等の社会状況

①障害者権利条約の批准 (H26)

⇒障がい者の権利の実現のための措置等について規定締結国・地域数 172 箇所 など

②障害者基本法の一部改正 (H23)

⇒障がい者の定義の見直し (社会モデル) など

③障害者差別解消法の施行 (H28)

⇒合理的な配慮について、自治体は義務、民間企業は努力義務 など

④障害者総合支援法の一部改正 (H28)

⇒「自立生活援助」、「就労定着支援」の創設 など

⑤児童福祉法の一部改正 (H28)

⇒障がい児福祉計画の策定の義務化 など

⑥ニッポン一億総活躍プランの閣議決定 (H28)

⇒子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現を目指す。

⑦社会福祉法の一部改正 (H30 施行)

⇒地域福祉計画において福祉の各分野の共通事項を定め、上位計画として位置づけ。

⑧障害者雇用率の改定 (H30 施行)

⇒民間事業主 (現行 2.0%)、行政 (現行 2.3%) 等それぞれ 0.3% アップ

⑨とちぎ技能五輪・アビリンピック 2017 の開催

⑩東京パラリンピック・全国障がい者スポーツ大会の開催

⑪障がい者施設での殺傷事件の発生 (相模原市) (H28)

⑫障がい福祉サービス事業所に対する傷害容疑に伴う捜査 (H29.9)

障がい者手帳所持者等の状況 (H28 年度現在)

①障がい者手帳所持者 22,195 人

- 身体障がい者 15,035 人
⇒1, 2 級が約半数、内部障がいが増加
知的障がい者 3,884 人
⇒B2 の伸び率が高い。
精神障がい者 3,276 人
⇒2 級の伸び率が高い。

②難病患者 3,609 人

⇒受給者が年々増加

③障がい福祉サービス利用者 3,709 人

障がい福祉サービス給付費 約 62 億 9 千万円
⇒平成 24 年度と比較し、利用者は約 30%、給付費は約 40%増加

アンケート結果・団体意見

成果指標の結果 (アンケート結果より)

【基本目標 1】

将来の生活に不安を感じている障がい者の割合
H25 実績：58.1% ⇒ 目標値 48.0%
(現状値 51.3%)

【基本目標 2】

就労・製作活動・自立訓練などの日中活動している障がい者の割合
H25 実績：62.6% ⇒ 目標値 67.0%
(現状値 65.4%)

【基本目標 3】

日常生活に社会的障壁を感じている障がい者の割合
H25 実績：66.6% ⇒ 目標値 50.0%
(現状値 62.9%)

その他アンケート結果

○介護者

- 介護者の性別は、76.1%が女性で、60 歳以上が 44.4%
・約 3 割が介護者がいなくなった場合、どうしたら良いかわからないと回答
○今後の生活について
・約 2 割が一人暮らしやグループホームでの生活を希望
○障がい福祉サービス等について
・「短期入所」、「移動支援事業」について、3 割以上が「やや不満」、「不満」と回答
○障がい者差別について
・差別を解消するためには、「市民や民間事業者に対して差別解消に関する周知・啓発を行う」が 51.2%と最も多い。

関係団体意見結果

- 就労について
・本人の信頼できるジョブコーチや上司を付けてほしい。
○相談について
・どこかの窓口で相談したら良いかわからない。
○障がい福祉サービス等について
・移動支援について、学校や施設でも利用したい。
・短期入所を増やしてほしい。
○今後の生活について
・グループホームを増やしてほしい。
○障がい者差別について
・学校での子どもの理解の環境づくりが大切
○障がい児への支援について
・保護者への支援が必要
・医療的ケア児の仕組みづくりが必要

第4次プランの施策体系や国の障害者基本計画（第3次）を基本として分野を分けて整理

別紙2, 別紙3参照

### 課題整理の分野

1 就労

2 社会参加

3 相談支援

4 障がい福祉サービス等

5 外出支援

6 地域移行・親亡き後

7 療育・教育

8 保健・医療

9 理解促進・環境整備

10 災害対策

課題の整理・総括

計画の評価・社会情勢などから

障がい福祉分野における3つの大きな視点に加え、障がい児への支援を踏まえた課題の総括

### 課題

#### ◆障がい者の社会的自立の促進

- 自分の能力や適性を生かした就労支援の充実が必要
- 日中活動を充実し豊かな生活が送れるようスポーツ・文化芸術・社会参加活動等の参加への促進が必要
- 社会参加活動などが容易にできるよう外出・移動支援の充実が必要

#### ◆障がい者の地域生活支援の充実

- 地域移行が促進されるよう、より効果的な相談支援体制の検討が必要
- 地域移行や親亡き後を見据えた地域生活支援体制の構築が必要
- 安心した日常生活が送れるよう保健・医療・福祉サービス等の日常生活支援の充実が必要

- 能力や可能性を伸ばせるよう障がい児の療育・教育体制の充実が必要
- 保護者の負担軽減を図るため、安定的な障がい児サービスの提供や身近な相談体制の構築が必要
- 医療的ケア児が地域において必要な支援を受けることができる体制整備が必要

#### ◆障がい者への理解と配慮の促進

- 社会的障壁を感じることがないよう周囲の理解や配慮の促進が必要
- 人権が守られるよう権利擁護の取組・体制の充実が必要
- 適切な避難や安心した避難生活が送れるよう災害対策の充実が必要

目指すべき目標

### 次期プランにおける基本理念

障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 共生社会の実現

法の目的等を的確に示しているため、前計画を引き継ぐ

### リーディングプロジェクト（案）

- 障がい者の住まいの場の充実
- 障がい児の子育ち子育て支援の充実

計画期間中に特に取り組むべき喫緊の課題について、最優先に取り組むものを設定

#### 基本目標1：自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現

- 障がい者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現ができるよう、就労や生産活動に取り組むほか、余暇活動や文化・芸術・スポーツへ参加するなど、社会を構成する一員として、より充実した社会生活を自分らしく生き生きと自立して送れる社会の実現を目指します。

#### 基本目標2：乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現

- 障がいのある子どもが健やかに成長できるよう乳幼児期から途切れのない一貫した支援を推進するほか、障がい者本人やその家族の高齢化や親亡き後を見据えつつ、安心して生活ができるよう相談支援や住まいの場の充実などを図り、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

#### 基本目標3：互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

- 障がい者が個性と人格を尊重され、社会的な障壁を感じることなく暮らすことができるよう、障がいへの理解促進などを図ることにより、社会や地域において適切な理解や配慮が確保されるほか、災害時に迅速な対応ができるよう、地域で支え合う体制の充実を図るなど、互いに尊重し支え合う社会の実現を目指します。

### 第5期サービス計画・第1期障がい児福祉計画における基本理念等

#### 基本理念

- 1 地域共生社会の実現に向けた取組
- 2 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

#### 数値目標

- 1 福祉施設から一般就労への移行等
- 2 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 4 地域生活支援拠点等の整備
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針により基本理念、数値目標が定められている。